

鶴岡市農業委員会第4回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年3月12日(金) 午前9時30分 鶴岡市役所本庁舎 6階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	15番 佐藤 宣夫 推進委員
早退委員	なし
欠席委員	4番 丸山 成章 農業委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9時30分
議 長	本日の欠席届は4番 丸山 成章 農業委員より提出されております。遅参は15番 佐藤 宣夫 推進委員より提出されております。早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第4回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。9番 土岐 善久 委員、1番 五十嵐 覚 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 許可を要しない農地の転用について 報告第5号 農地法第4条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》 (説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》 (説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》 (説 明) 《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》 (説 明) 《報告第5号 農地法第4条の規定による届出について》</p>
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
議 長	<p>3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 4番齋藤健一推進委員。</p>
4 番 推 進 委 員	<p>4番推進委員齋藤です。鶴36、37、38、39、40、41、42、43について3月5日に丸山委員と職員の柴田さんとで現地確認をしてまいりました。農地法第3条第2項各項に該当せず許可の要件を全て満たしていると確認しております。補足ですが鶴38の案件はワサビをこれから作るそうです。以上です。</p>
議 長	<p>鶴44について。2番荻原優太委員。</p>
2 番 委 員	<p>2番荻原です。鶴44、鶴45ですが大山の案件になります。息子さんの■■■■さんへの貸借権移動ということです。■■■■さんがお父さん、■■■さんがおじいさんになります。年金受給のための使用貸借で、現在も全ての農地を家族できちんと耕作しております。農地法第3条第2項各項に該当せず許可の要件を全て満たしていると確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>次に鶴46について。6番吉住喜之委員。</p>
6 番 委 員	<p>6番吉住です。鶴46につきましては親子間の使用貸借であります。すべての農地がしっかり耕作されております。農地法第3条第2項各項に該当せず許可の要件を全て満たしていると確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 8番石塚治己委員。</p>

8 番 委 員	8 番石塚です。鶴 38 の件です。こちらは■■の■■でかなり離れている方が購入ということですが、今ご説明を伺ったところわさびを作られるとのことですが、このように離れた方が購入した経緯がわかれば教えていただきたいと思います。
議 長	4 番齋藤健一推進委員。
4 番 推 進 委 員	4 番推進委員齋藤です。今、稲作をやっているようなのですが、稲作以外にもやりたいということでいろいろと場所を探していたようです。それでこちらの案件があったので、ということでした。
議 長	8 番石塚治己委員。
8 番 委 員	8 番石塚です。面積もかなりありますので、適正な管理をするような指導をしていただきながら使っていただくということをお願いしたいと思います。
議 長	他にありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 途中でありますが、会長が退席いたします。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 》
議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 4 番齋藤健一推進委員。
4 番 推 進 委 員	4 番推進委員齋藤です。3 月 5 日に丸山委員と職員の柴田さんと現地確認してまいりました。受人がお孫さんだそうです。許可要件は全て満たしていると確認しております。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議長	この農用地利用集積計画(案)については3月9日に行われました第12回農用地利用調整委員会で確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 9番菊地勝三推進委員。
9番推進委員	9番菊地です。46ページの機鶴222ですが、所有者が不明で公示した後に中間管理機構へなっていますが、これはあくまでも賃借に関する公示という形で、これが後々に所有権の登記等にはかかわらないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。
事務局	あくまで、今回の中間管理事業による貸借権設定についてのみ6ヶ月間の公示を受けまして、反対者がいないということでのものでもありますので、所有権の移転については他の例と同じで共有者全員の同意がなければ所有権移転はできないということになります。
議長	他にありませんか。 7番榎本勝推進委員。
7番推進委員	7番推進委員榎本です。中間管理機構の関係で温海の分と鶴岡の分とを比較すると、賃借料が鶴岡の分は何千とか百円単位なのですが温海の分はすごく細かい数字になっています。何か基準があると思うのですがどのようになっているのか教えてください。
事務局	温海に関しては水張面積で例えば7,000円とか6,000円ということで、登記面積で割り戻しをするために1円単位まで出てしまうということになります。
議長	他にありませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案3号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 9番土岐善久委員。
9番委員	9番土岐です。賃借料のところで10aあたり0というところがあちこちあるのですが、0なのでしょうが。
事務局	0のところは使用貸借による契約でして無償で貸し借りをするといった契約となっております。
議長	他にありませんか。 2番荻原優太委員。

2 番 委 員	<p>2 番 荻原です。鶴 198、199 で大山の案件があります。受け手が■■■■さんですが、ここが賃借料 0 円となっていますが、■■さんは稲作をやっておらず園芸だけをやっている新規参入の方です。■■の方なのですが園芸品目を作る場所を広げたいということで今回この農地を受けたわけですが、この春からすぐに一気に広げられないということで、この鶴 198 に関しては作付け自体は次年度以降からするという事です。ここはまだ作付けしないで管理だけするという事で、令和 3 年度に関しては出し手の方との合意の下、貸借量は 0 というふうになっております。管理は本人がして水利費等は払っていくということです。</p>
議 長	<p>その他ありませんか。 9 番菊地勝三推進委員。</p>
9 番 推 進 委 員	<p>9 番菊地です。その大山の件ですが、0 となっていて 3 年度だけとのことですが、契約上は 10 年間の契約なので途中で賃借料等を農業委員会に諮らないで変更できるのでしょうか。10 年契約の間に 1 年目はいくら、2 年目はいくらというように次の年から金額が上がるとか下がるとかはできるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農地中間管理事業の契約における賃借料ですが、賃借料の変更の協議の手続きがありまして、こちらについては出し手の方と受け手の方、それから中間管理機構の三者で協議しまして合意が形成できれば変更できる仕組みになっております。これについては集積計画書で設定するわけですが計画書の共通事項、契約で言えば契約約款にあたる部分に条件が書いてありましてそれに基づいて三者で協議が成立すれば変更できると、そういう仕組みです。部会に諮らなくてもそれでできると、最初からそういうふうな契約が結ばれているものです。</p>
議 長	<p>その他質疑ありませんか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) については原案通り決しました。 続きまして、議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》</p>
議 長	<p>これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>全員賛成により、議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発 言 者 な し)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第4回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前10:25
	<p>議 長 _____ 佐 藤 康 弘 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 土 岐 善 久 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五 十 嵐 覚 _____</p>